

## 佐倉市青色回転灯装備車維持管理費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、安全で安心なまちづくりを推進するため、青色防犯パトロールに要する経費に対し、佐倉市青色回転灯装備車維持管理費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青色防犯パトロール 自主防犯活動用自動車（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第49条の3第1項の規定により青色防犯灯を備えた自動車をいう。以下同じ。）を用いて、専ら地域の防犯のため、自主的に行う防犯パトロールをいう。
- (2) 青色回転灯装備車 回転式の青色防犯灯を装備した自主防犯活動用自動車をいう。
- (3) 適格証明書 佐倉市の全域又は一部の区域を実施対象地域として、青色防犯パトロールを適正に実施することができる団体であることを千葉県警察本部長が証明する書面をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、適格証明書の交付を受けている団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その該当する年度については、補助対象者とならない。

- (1) 他の者から青色防犯活動を受託する対価として金銭を取得した場合
- (2) 他の者から青色防犯活動について、補助及び助成金等の交付を受けた場合

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のいずれにも該当する車両に係る経費で、別表のとおりとする。

- (1) 青色回転灯装備車であること。
- (2) 補助対象者の適格証明書に記載されている車両であること。
- (3) 佐倉市の全域又は一部の区域をパトロール実施地域とした、青色防犯パトロールに用いている車両であること。
- (4) 自動車検査証に自主防犯活動用自動車である旨が記載されている車両であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する車両1台につき、別表に規定する経費の全額又は5,000円のいずれか低い額とする

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、補助金交付申請書(別記様式第1号)とする。

2 補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 実施計画書(青色防犯パトロールの実施について、車両番号、期日、実施予定地域等の計画を定めた書類をいう。以下同じ。)

(2) 収支予算書

(3) 適格証明書の写し

(4) 青色回転灯装備車の自動車検査証の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項に定める補助金等の交付に係る市長が別に定める条件は、次のとおりとする。

(1) 年度の途中において、青色回転灯装備車又は青色防犯パトロールの全部又は一部を廃止した場合は、速やかに市長へ報告すること。

(2) その他市長が必要と認める条件

(交付の決定)

第8条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定に係る通知は、補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号)によるものとする。

(変更の申請)

第9条 規則第8条第1項に定める補助事業等の変更の申請書は、補助事業変更申請書(別記様式第3号)とする。

2 補助事業変更申請書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 変更後の実施計画書

(2) 変更後の収支予算書

(3) 新たな青色回転灯装備車を使用する場合は、当該車両が記載された適格証明書の写し及び当該車両の自動車検査証の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第10条 規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書は、補助金実績報告書(別記様式第4号)とする。

2 補助金実績報告書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 青色回転灯装備車の運行記録表

(2) 補助対象経費の額を証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第11条 規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、補助金確定通知書（別記様式第5号）によるものとする。

(交付の請求)

第12条 規則第16条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない請求書は、補助金交付請求書（別記様式第6号）とする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則（令和6年3月29日決裁佐危第1008号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

別表

経費の区分	内 容 等
装備品費	青色回転灯装備車とするための青色防犯灯及び車載用拡声器の購入費
手数料	装備した拡声器を使用するための道路使用許可申請手数料